# 出資農協から生協への組織変更手続

組織変更計画の作成（第82条第1項及び第2項）

↓

総会招集の通知

（第86条準用第73条の3第3項）

・総会の２週間前までに通知

・会議の目的である事項及び組織変更計画の要領について通知

２週間

債権者の異議申立手続

（第86条準用第49条及び第50条）

・直近の計算書類に関する事項等を官報に公告

・知れている債権者への個別の催告等

（組織変更省令第２条第１項）

・最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨

・最終事業年度がない場合にあっては、その旨

↓

組織変更計画の承認のための総会

・組織変更計画の承認（第82条第1項）

・議決権の２／３以上の多数による決議（第86条準用第73条の3第2項）

※　総代会で承認した場合には、10日以内の組合員への通知が必要（第86条準用第48条の２第１項）

20日以内

↓

組織変更の認可申請

（第84条）

（組織変更省令第１条第１項）

認可申請書に理由書、組織変更後の定款等を添付して申請

総会に先立ち書面により組織変更に反対の意思を示した組合員は、持分の払戻を請求できる（組織変更の決議の日から20日以内に書面により請求。）

（第86条準用第73条の4第1項）

債権者の異議申立手続・1月以上

↓

生協に組織変更

（第85条）

・組織変更計画で定めた日又は都道府県知事の認可を受けた日のいずれか遅い日に生協となる

・組織変更計画の定めに従い定款を変更したものとみなす

・組合員は組織変更計画の定めに従い生協の組合員となる

※　組合員となれない者は脱退とみなして金銭の交付を受ける（第83条）

２週間以内

↓

登　　記

（第86条準用第73条の９）

組織変更に係る書面の備置・6月間

（第86条準用第75条）

組織変更の無効の訴え・6月間

（第86条準用第76条）